

# 平成24年度 那珂川町農作業労働標準賃金表

作業種別		単位	金額	備	考	
水	耕耘	鋤・パワーディスク	10a	5,250	麦・大豆・そば共通	
		ロータリー	10a	4,200		
	荒植	代	10a	3,150		
		代	10a	4,200		
	畦苗	ぬり	1m	53	種子含	
		苗	1箱	683		
		運搬	1箱	74		
	稲	田	植	10a	6,300	苗運搬別、補植委託者 側条施肥田植は1,050円割増 除草剤同時散布は、525円割増（肥料、農薬代は含まず）
			稲刈	10a	6,300	
		籾	コンバイン	10a	14,700	よせ刈別、倒伏50%以上 5,250円増・わら結束 3,150円増
運搬			10a	1,050	圃場から乾燥施設 4km以内	
脱穀		穀	10a	6,300		
		乾燥	30kg	525		乾燥調製水分18%以上1%につき21円加算
調製		穀	30kg	315		
	製	30kg	315			
収穫一貫作業	30kg	1,890	よせ刈り雇主側、刈取・脱穀・籾運搬・乾燥調製・計量袋詰、倒伏条件 一方刈取時1袋210円加算、湿田は相互協議 籾水分23%以上は1%につき21円加算、くず米同額			
	30kg	1,890				
麦	播種	全面バラ	10a	1,050	種子代別	
		ドリル	10a	3,675		種子代別
	刈	踏	10a	1,050		
		取	10a	13,650		
大豆・そば	播種	種	10a	3,675	種子代別	
		耕	10a	2,100		
	刈	土	10a	3,150		
		取・脱穀	10a	8,400		
共通	一般作業	1人	7,000	8時間（時間給については、作業程度により決定してください）		
		10a	1,575		粒・粉・液剤薬品は委託者持ち	
	施肥	マニユアスプレッター	10a	2,100	堆肥代別	
		ブロードキャスター	10a	1,050	1回散布	
	作業機械輸送費	1回	2,100	輸送距離2km以上		
参考料金	ヘイベラー	1梱包	250	45cm×40cm×80cm 基準 ・運搬別料金		
		1梱包	1,500		1.2m標準 運搬別料金、ロールラッピングは、別料金	
	牧草刈り	10a	2,000	ディスクモアによる。 コーンハーベスターによる。		
		10a	20,000			
心土破碎	10a	8,750	パイプロドレーナーによる。			
反転作業	10a	750	稲わら・牧草			

(注) この農作業労働標準賃金表を基準に、受託者及び委託者が話し合い決定してください。  
また、圃場が未整備地区については、20%の割り増しが基準となります。  
機械燃料については、すべての作業で受託者負担になります。

## 那珂川町農地の賃借料情報

平成21年の農地法の改正により標準小作料が廃止となりましたので、農地の賃借をする際に賃借料をどのぐらいの額が適当であるか判断するための情報として、平成23年1月～12月までに締結された賃借料（10a当たり）については次のとおりです。

田の部	那珂川町全域	平均額	最高額	最低額	集計の筆数
		11,500円	20,000円	1,000円	263筆
畑の部	那珂川町全域	平均額	最高額	最低額	集計の筆数
		7,900円	11,000円	1,000円	24筆

参考：物納の場合、米30kg当たり5,500円で換算し算出しています。  
注意：賃借料については、情報を参考に圃場条件を考慮し、貸し主・借り主で決めてください。

問い合わせ 那珂川町農業委員会 ☎0287-92-1185

# あなたの税が未来を拓く

## 市町村税滞納ばく減月間2012

### ◆ 県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、3月～5月を「市町村税滞納ばく減月間2012」として、栃木県との協働により、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

### ◆ 差押えを強化

町が提供する、福祉や教育をはじめ様々なサービスは、町税が主な財源の一つです。町税の滞納は、町の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期限内に税金をきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付などの経費に税金を使うことにもなります。そのため、町では、収入や財産がありながら町税を納付しようとならない滞納者に対する滞納処分（差押え等）を強化しています。



差し押さえのための「タイヤロック」

## 【納税・滞納処分Q&A】

～こんな話をよく聞きます～

### Q1 借金があるから税金が払えません。

答 法律によって、税金は全ての債務（借金含む）に優先すると定めてあります。個人債務より税金が優先されます。（地方税法第14条）

### Q2 いきなり差し押さえされた。あんまりではないか。

答 税は納期限内納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「差し押さえをしなければならない」と明示してあります。（地方税法第331条）

### Q3 個人の財産を勝手に調べて差し押さえされた。プライバシーの侵害ではないか。

答 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関等の関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

### Q4 差し押さえる前に自宅訪問はしないの？

答 差し押さえ等をするにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは原則として行いません。差し押さえ等が行われるまでには、必ず事前に督促状などの通知が送付されています。

### Q5 小額滞納でも差し押さえはするの？

答 金額の大小に関わらず差し押さえ等を行います。「小額の滞納だから差し押さえられないはず…」といった考えはお止めください。

### ◆ 納期限内に納付を

税金を納期限までに納めなかった方には、まず督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しなかったときには、町は滞納者の財産（預貯金、生命保険、不動産、給料、自動車、動産（電化製品や美術品、貴金属等）を差し押さえなければならないことが法律で定められています。

財産調査で財産が発見できない場合などは、滞納者の自宅などを検索します。検索時に発見した財産は、差し押さえます。「検索」は、税を徴収する職員に認められた権限です。警察が行う捜査の場合と異なり、裁判所の令状は不要です。

自動車については、差し押さえのためにタイヤロック（写真）を行う場合があります。タイヤロックとは、差し押さえた自動車を運行、使用させないための措置（国税徴収法第71条）として運行不能状態にするものです。

### ◆ 事情がある場合は相談を

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な方については、納期限内に町税務課まで連絡してください。生活状況等を聞き取ったうえで、徴収の猶予などを行うことができます。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。

【問い合わせ先】 税務課 管理収税係 ☎0287-92-1120